

鳥取市地域学校協働本部設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成する地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協働本部は、地域学校協働活動（社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。以下同じ。）を推進し、社会を生き抜く力を育むと共に、ふるさとを愛し、誇りに思う心情をもつ子どもたちを育てることを目指して、地域と学校が一体となって地域課題及び学校課題を解決することを目的とする。

(組織)

第3条 鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は前条の目的を達成するため、各小・中・義務教育学校区ごとに、協働本部を組織するために必要な支援を行う。

2 各小・中・義務教育学校区ごとに組織された協働本部は、各地区独自の名称を用いることができる。

(役割)

第4条 協働本部は、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）で協議された目指す子ども像、目標及びビジョンを共有するための話し合いの機会を設けるとともに、様々な内容の活動を学校内外で継続的かつ円滑に行えるよう協議する役割を担う。

2 協働本部は、前項に掲げるもののほか、学校運営協議会の設置等に関する要綱第4条に規定する学校運営に関する基本的な方針と地域と学校の共通目標を踏まえながら、次に掲げる役割を担う。

(1) 地域学校協働活動を推進するための体制整備に関すること。

(2) 地域学校協働活動の事業計画に関すること。

(3) 地域学校協働活動の実施及び評価に関すること。

(4) 地域学校協働活動への地域住民等の参加の促進及び地域学校協働活動の普及・啓発に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、協働本部の目的を達成するために必要と認めること。

(構成)

第5条 協働本部は、原則として、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地域と学校のコーディネーター役を担う者（地域学校協働活動推進員含む）

(2) 保護者の代表

(3) 地域住民

(4) ボランティア等関係団体に所属する者

(5) 企業やNPO等に所属する者

(6) その他各地域で適当と認める者

(地区間交流)

第6条 協働本部は、活動内容や教育課題等について、相互に視察したり、成果や課題などの情報交換をしたりするため、必要に応じて地区間交流会を開催することができる。

(秘密の保持)

第7条 協働本部に関わる者は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協働本部の運営に関して必要な事項は、生涯学習・スポーツ課が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。